

# 全ての市立小・中学校でコミュニティ・スクール制度を導入しました

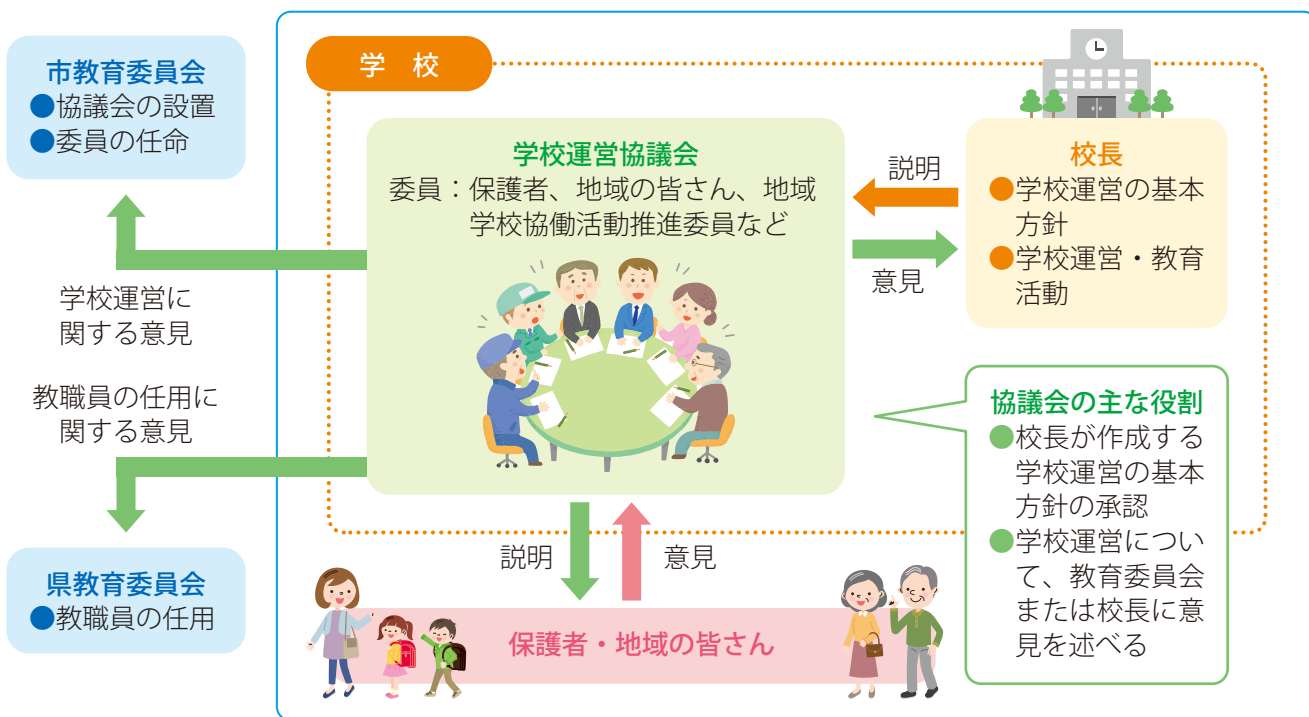
1

問 教務課教務係 ☎72-2111

コミュニティ・スクール制度(学校運営協議会制度)とは、学校と地域住民などが力を合わせて学校運営に取り組み、「地域とともにある学校」への転換を図るための仕組みです。学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めることができます。

市は昨年度までに、三国・大原・のぞみが丘小学校、三国中学校で制度を導入しており、今年度からは全ての市立小・中学校で導入しました。皆様のご理解とご協力をお願いします。

## コミュニティ・スクール制度の仕組み



# 国民健康保険「限度額適用認定証」更新には申請が必要です

2

申 問 国保年金課国保係(本館1階) ☎72-2111

国民健康保険の限度額適用認定証の有効期限は、7月31日です。引き続き認定証が必要な人は、必ず更新手続をしてください。自動更新ではありませんのでご注意ください。

**対象** 小郡市国民健康保険の加入者で、次のいずれかに該当する人

- ① 70歳未満の人
- ② 70歳以上75歳未満で、住民税非課税世帯(国保世帯および国保加入者全員が住民税非課税)の人
- ③ 70歳以上75歳未満の現役並み所得者で、課税所得が145万円以上690万円未満の人

※上記以外の方は、7月中に郵送する「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」が認定証を兼ねているため、申請は不要です

※国保税の滞納がある世帯は、認定証の交付が受けられない場合があります

**受付締切** 8月30日(金) ※土日祝日を除く

**有効期間** 申請月の初日～令和2年7月31日

※市県民税非課税世帯で長期入院該当の適用日は、申請月の翌月1日となります

**持参物**

- ・ 現在持っている認定証
  - ・ 健康保険証
  - ・ 入院の事実を証明するもの(領収書など)
- ※市県民税非課税世帯で長期入院(過去1年間に91日以上)した人のみ
- ・ マイナンバーがわかる書類(世帯主と対象者分)